

別記様式第2号(第12条関係)

受付番号	平成24年第4号
受付日	平成24年4月5日
質問者	加納康樹議員

文書質問答弁書

回答日：平成24年4月19日
担当部局：都市整備部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく加納康樹議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問1

平成22年12月定例会(2010.12.02)における都市整備部長答弁に関して

「さらに、議員からご指摘いただきました路面表示だけに頼ったサイン不足については、路面表示だけでなく、例えば、自転車と歩行者の通行区分を明示した標識を設置するなど、例えば、こちら側が歩行者、こちら側が自転車というふうなものを設置し、市民にわかりやすい整備を今後も三重県公安委員会と調整を図りながら進めていきたいというふうに考えております。」との答弁がなされていますが、標識の設置は全くおこなわれておらず、分かりにくい自転車レーンの状態のままとなっています。

どのような三重県公安委員会との調整が行われたのか、なぜ答弁に従い分かりやすい自転車レーン整備が行われなかったのか、ご回答をお願いします。

答弁1

自転車レーン整備については、平成21年度末より先ずは中央通りから、三重県公安委員会と協議を開始していましたが、標識設置に関しては、平成22年12月定例会以降、公安委員会と再調整いたしました。

公安委員会からは、中央通りの歩道は自転車通行可と規制していることから、通行区分は道路管理者において分かりやすい標識にするよう助言がありました。

これを受けて設置する標識の内容及びデザインについて、平成23年度から取り組みました近鉄四日市駅周辺のサイン計画を策定する中で、市民にわかりやすい標識にすると共に、新設する駅周辺の案内板等と調和のとれたものになるよう検討し、昨年末にデザインを決定いたしました。

その後、中央通りの標識製作に取りかかって、すでに標識本体を完成させ、現在、設置のための現場の準備を行っており、5月中旬の設置完了を目指しております。

質問2

平成24年2月定例会月議会における補正予算(繰越明許費)に関して

交通安全施設整備事業費のうち自転車道整備事業費(堀木日永線)が「公安委員会との調整に日程を要したことにより、年度内の完了が見込めなくなったため」を理由に繰越されています。

この件に関しては、平成23年12月開催の議員政策研究会総合交通政策分科会の席上(または、その開催時の休憩懇談時)において、私から同事業の進捗状況を確認したところ「現在、入札を行っており年度内には整備できる」旨の発言が出席理事者からありましたが、結局年度内の整備

に至っていません。

示された繰越理由は正確であったのか、また同事業の整備目途は何月頃になるのか、ご回答を願います。

答弁 2

堀木日永線の自転車道整備事業につきましては、平成 23 年度当初より、三重県公安委員会と調整を行い、歩道に自転車レーンを設置することで一旦調整は完了していましたが、自転車を取り巻く状況の変化もあり、昨年 10 月に警察庁から自転車通行に関する通達が出されたため、改めて現地において標識の設置も含めた再調整を行い、ようやく 12 月末に公安委員会から車道に自転車レーンを設置するよう方針が示されました。

これを受けて、整備の方向性が明確となり、再度、実施設計が可能となったことから、平成 23 年 12 月開催の議員政策研究会総合交通政策分科会の中では、何とか年度内に事業を完了したいとの思いから、ご説明をさせていただいたところですが、その後、設計、入札の事務手続きに所要の日数を要し、結果的に平成 24 年 2 月 23 日に契約いたしました。

このため、年度内の完了が見込めない状況から、2 月定例議会にて繰越明許をお願いしたところです。

今回、公安委員会との再調整に時間を要したこと、その後、沿道店舗から再度の説明の要請を受けるなどしたため、周知のための時間を要し、現在、5 月下旬の完成を目指して鋭意努力しているところです。